



民生委員・児童委員
シンボルマーク

江津市

第3号 平成 23 年 3 月発行

民児協だより

江津市民生児童委員協議会

事務局／江津市社会福祉協議会内

〒695-0011 江津市江津町 1110-17

TEL 52-2474 FAX 52-2308



老人給食会に参加の様子

民生委員児童委員信条

一 わたくしたちは隣人愛をもって
社会福祉の増進に努めます

一 わたくしたちは常に地域社会の
実情を把握することに努めます

一 わたくしたちは誠意をもってあらゆる
生活の相談に応じ自立の援助に努めます

一 わたくしたちはすべての人と協力し
明朗で健全な地域社会づくりに努めます

一 わたくしたちは常に公正を旨とし
人格と識見の向上に努めます

会長就任にあたって

江津市民生児童委員協議会 会長 吉田薫



日頃から私たち民生委員・児童委員の活動にはご理解とご協力をいただき深くお礼申し上げます。

このたび、3年に一度の民生委員・児童委員の一斉改選があり、昨年12月1日付をもちまして江津市民生児童委員協議会会長に就任いたしました。微力ながら地域福祉の一翼を担って参りたいと思います。

前会長の中崎正彦氏には、本協議会の発展に多大な貢献を戴き深謝申し上げます。

さて、昨年実施された国勢調査において、江津市は約2千人の人口減少になることが、速報値で発表されています。地域の少子高齢化は急速に進んでいることを皆様も肌で感じておられることと思います。

私たち民生委員・児童委員は「民生委員児童委員信条」のもと、誰もが安心して暮らせる地域社会づくりをめざし、地域の皆様の協力を得ながら努力してまいります。

民生委員・児童委員は厚生大臣から委嘱を受けた無報酬の相談員です。プライバシーは守られます。皆様がかかえる問題について、お気軽にお声をかけて下さい。皆さんの立場に立って親身に相談に乗るとともに、必要なサービスが受けられるよう関係機関との「つなぎ役」として努めてまいります。一層のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

「民生委員・児童委員」は、みなさんの暮らしを応援するため、厚生労働大臣から委嘱され、無報酬で活動している一番身近な相談員です。相談内容の秘密とプライバシーは守られますので、お困り事やお悩み事などがありましたら安心してご相談ください。

民生委員・児童委員活動の7つのはたらき（役割）

①社会調査のはたらき 担当区域内の住民の実態や福祉需要を日常的に把握します。	③情報提供のはたらき 社会福祉の制度やサービスについて、その内容や情報を住民に的確に提供します。	⑤調整のはたらき 住民の福祉需要に対し、適切なサービスの提供が図れるように支援します。	⑦意見具申のはたらき 活動を通じて得た問題点や改善策についてとりまとめ、必要に応じて民児協をとおして関係機関などに意見を提起します。
②相談のはたらき 地域住民が抱えている問題について、相手の立場に立ち、親身になって相談にのります。	④連絡通知のはたらき 住民が、個々の福祉需要に応じた福祉サービスが得られるよう関係機関、施設・団体等に連絡し、必要な対応を促すパイプの役割をつとめます。	⑥生活支援のはたらき 住民の求める生活支援活動を自ら行い、支援体制をつくっていきます。また、ボランティアの発掘をします。	

第79回全国民生委員児童委員大会（島根大会）



平成22年度第79回全国民生委員児童委員大会（島根大会）が10月28日（木）、29日（金）、全国から約4,000人の参加により、くにびきメッセをメイン会場として開催されました。江津市民生委員児童委員も2日間を通し84名が参加し、一般参加にとどまらず、会場スタッフとしても参加しました。1日目くにびきメッセの式典では受付・会場案内等、2日目の活動交流集会では、会場をホテル穴道湖に移し、活動交流集会の受付・湯茶接待・集会進行・記録・会場係を担当しました。また、江津市より活動交流集会発表者として2名が参加し、『災害時一人も見逃さない運動を推進するために』においては江津東地区会長が、『子どもと親を地域ではぐくむために』では、桜江地区副会長が発表しました。この大会での交流や集会を通し、今後の民生委員児童委員活動に対する決意を新たにした2日間でした。

民 児 協 の 活 動 紹 介

「子ども達との地域交流」 (高角地区民児協和木支部)



子ども達との地域間交流事業として、毎年12月に和木保育所園児とクリスマスの集いを社協和木支会のふれあいサロンと共催で行います。今年度は4・5歳の子ども達13名が参加し、お遊戯や歌を披露した後、全員でダンスを楽しみました。その後、小さい両手での肩たたきに皆さんの笑顔がほころび、和やかなひと時を共有しました。子ども達と接する機会の少なくなった地域での交流事業ですが、今後も大事に取り組んでいきたいと思っています。

「危険箇所パトロール」 (江津中央地区民児協高浜支部)



高浜支部では、毎年地区内の危険箇所のパトロールを行っております。住む人がいなくなった空き家や崩壊しそうな家屋が多くなり、細い道を往来するのに大変危険な状態となっていたり、また崖の上にある細い道に柵がなかったりと、地域住民の危険度が増す一方です。地域住民の安心安全の為に、自治会や民生委員・児童委員で相談・協力し合い、事故が起こる前に早急にビニールやロープ等での対処を考えているところです。

「活動紹介」 (江津中央地区民児協渡津支部)



渡津支部は「地域住民との交流をより一層推進し、意思の疎通を図り、情報の把握に努めよう」を目標として活動しています。ふれあいサロンを通じた高齢者、子ども会との交流、独居老人給食及び訪問活動を通じた、地域の方の健康状態等の把握、小学校支援員会活動のもとでの生徒の状況把握、自治会や公民館活動へ参加し、住民の皆さんとの交流を積極的に行います。また、江津市民生児童委員協議会全体で取り組んでいる「福祉マップ」づくりに取り組みました。「福祉マップ」を日常の見守りや災害時等、今後の活動に役立てていきたいです。

振り込め詐欺にあわないために

平成 22 年中、振り込め詐欺の被害は 82 億円を超えています(警察庁 振り込め詐欺の被害発生額・被害額より)。振り込め詐欺の被害にあわないように、注意しましょう。

● 騙しの手口

- ・ 事前に身内を名乗り、「携帯電話の番号が変わった」等と連絡し、電話番号を控えさせる、「風邪をひいたから声が変わった」と言い、騙しの電話をする時の警戒感・疑問を払拭させる。
- ・ 複数の人が登場する劇場型(警察官役、弁護士役など)で、もっともらしく話を展開する。
- ・ 料金未納など不安にさせる内容のメールやハガキが届く(架空請求)。
- ・ バイク便業者や代理人を自宅に向かわせ、現金の手渡し、定形小包郵便物(エクスパック 500)による送付等の受け渡し方法を指定する場合もある。
- ・ 「お金を返すので、ATM に行って下さい」と言って ATM に向かわせ、携帯電話で被害者に操作を指示し、お金を騙し取る。

● 被害にあわないための防犯対策

- ・ 日頃から家族の携帯電話番号・勤務先や友人の連絡先を把握しておく。
- ・ 家族に電話が繋がらない、連絡先が分からない場合は民生委員や警察に相談する。
- ・ すぐにお金を振り込まない。

※不審に思うことや心配に思うことがあれば、すぐに家族、民生委員、警察など誰かに相談して下さい。

江津警察署

TEL0855-52-0110

住宅用火災警報器についてのお知らせ

平成 18 年 6 月 1 日から、新築住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられました。既存の住宅については、江津市では平成 23 年 6 月 1 日からの適用となります。

不適正な訪問販売にご注意下さい！！

- ①「消防署(市役所)の方から来ました。」と消防(自治体)職員を偽るケース
⇒ 消防職員等が住宅用火災警報器の訪問販売を行うことはありません。
※ 火災警報器はホームセンター等にて 4 千～9 千円程度で購入できます。
- ②「住宅用火災警報器の点検に来ました。」と点検後に高額な請求をするケース
⇒ 点検は個人で容易にでき、点検業者に依頼しなければならない作業ではありません。「怪しい」と感じたら断りましょう。
※ 一般的な住宅用火災警報器の耐用年数は概ね 10 年です。
- ③「設置しないと罰金」とおどし、「今だけの特別価格」を強調して買わせるケース
⇒ 安すぎるのはおかしいと疑いましょう。罰金等の罰則はありません。

住宅用火災警報器は、日本消防検定協会の鑑定に合格したことを示す「NS マーク」の付いた商品を購入するようにしましょう。



不当な請求を受けた場合、家族や民生委員、下記機関などに相談しましょう。

島根県消費者センター石見地区相談室 TEL 0856-23-3657

江津警察署

TEL 0855-52-0110